

令和4年版

# 埼玉県労働委員会年報

埼玉県労働委員会

# 目 次

第1章 概 説	1
第1節 権限及び組織	1
1 権限	1
2 組織	1
(1) 委員	2
(2) あっせん員候補者	2
(3) 個別的労使紛争あっせん員候補者	3
(4) 事務局	3
第2節 労働委員会の運営	11
1 労働委員会の会務	11
2 労働委員会の会議	11
3 労働組合の資格審査	11
4 不当労働行為の審査	11
5 地公労法第5条第2項の認定・告示	12
6 労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）	12
7 事件担当職員の指名等	12
第3節 会 議	13
1 埼玉県労働委員会の会議	13
(1) 総会	13
(2) 公益委員会議	13
2 各種連絡会議	13
(1) 全国労働委員会連絡協議会総会	13
(2) 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議	13
(3) 全国労働委員会会長連絡会議	14
(4) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会	14
(5) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議	14
(6) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議	14
(7) 全国労働委員会事務局長連絡会議	14
(8) 14都道府県公益委員会議	14
(9) 14都道府県使用者委員会議	14
第2章 労働組合の資格審査	15
第3章 不当労働行為事件の審査	18
第1節 概 況	18
1 取扱件数の状況	18
2 新規申立ての状況	18

3	終結の状況	23
4	審査の状況	24
5	不服の申立ての状況	26
6	審査の実効確保の措置に係る取扱状況	28
7	審査の期間の目標達成状況	28
(1)	審査の期間の目標	28
(2)	目標達成状況	28
8	証人出頭命令及び物件提出命令に係る状況	28
第2節	不当労働行為事件の概要	29
第4章	行政訴訟事件	39
第5章	地公労法第5条第2項の認定・告示	39
第6章	労働争議の調整	40
1	取扱いの状況	40
2	新規申請の状況	40
3	終結の状況	40
第7章	公益事業労働争議の実情調査	46
第8章	個別的労使紛争に係るあっせん	48
1	取扱事件数及び終結区分別事件数の状況	48
2	新規申請の状況	48

各章に掲載した表

[概 説]

第1表	委員名簿	4
第2表	あっせん員候補者名簿	5
第3表	個別的労使紛争あっせん員候補者名簿	8
[労働組合の資格審査]		
第4表	資格審査事件取扱件数	16
第5表	資格審査事件一覧	17
[不当労働行為事件の審査]		
第6表	申立人別新規申立件数	19
第7表	労組法第7条該当号別新規申立件数	20
第8表	企業規模別新規申立件数	21
第9表	業種別新規申立件数	22
第10表	不当労働行為事件終結状況	23
第11表	平均処理日数	24
第12表	命令・決定事件の平均処理日数内訳	25
第13表	本県初審命令・決定事件の不服の申立ての状況	26

第14表	再審査事件（本県初審）一覧	27
第15表	証人出頭命令事件一覧	28
第16表	不当労働行為事件一覧	29
	[労働争議の調整]	
第17表	調整事件総括	41
第18表	調整事項別状況	42
第19表	組合員数別調整事件数	43
第20表	組合形態別調整事件数	43
第21表	所要日数別終結調整事件数	43
第22表	調整事件月別申請状況	44
第23表	業種別調整事件数	44
第24表	調整事件概要	45
	[公益事業労働争議の実情調査]	
第25表	実情調査総括表	46
第26表	実情調査概要	47
	[個別的労使紛争に係るあっせん]	
第27表	取扱事件数及び終結区分別事件数一覧	49
第28表	あっせん事項別新規申請事件数一覧	49
第29表	従業員数別新規申請事件数一覧	50
第30表	業種別新規申請事件数一覧	50
第31表	所要日数別新規申請事件数一覧	51
第32表	個別的労使紛争あっせん事件一覧	52

## 資 料

[不当労働行為事件命令集]	54
1 J 不当労働行為救済申立事件(令和3年第2号)	55

# 第1章 概説

## 第1節 権限及び組織

### 1 権限

労働委員会の権限は、労働組合法（以下「労組法」という。）、労働関係調整法（以下「労調法」という。）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地公労法」という。）及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（以下「個別紛争法」という。）に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査を行うこと（労組法第5条、第11条）。
- (2) 不当労働行為の審査を行うこと（労組法第7条、第27条、地公労法第4条）。
- (3) 労働協約の地域的拡張適用の決議を行うこと（労組法第18条）。
- (4) 事務を行うために必要があると認めたときに、出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求め、又は事業場への臨検、検査を行うこと（労組法第22条）。
- (5) 争議行為発生届を受理すること（労調法第9条）。
- (6) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行うこと（労調法第10条ないし第35条、地公労法第14条、第15条）。
- (7) 公益事業における争議行為予告通知を受理すること（労調法第37条）。
- (8) 労調法第37条違反の審査及び処罰請求を行うこと（労調法第42条、同法施行令第11条）。
- (9) 地方公営企業等の労働組合について、使用者の利益代表者の範囲を認定し、告示すること（地公労法第5条第2項）。
- (10) 地方公営企業等が職を新設、変更又は廃止した通知を受理すること（地公労法第5条第3項）。
- (11) 個別的労使紛争のあっせんを行うこと（個別紛争法第20条、県実施要綱、地方自治法第180条の2、知事の権限に属する事務の一部を埼玉県労働委員会に委任する規則）。

### 2 組織

労働委員会は、労組法、労調法、地公労法が掲げる目的を達成するため、労組法第19条及び同法施行令第16条の規定により各都道府県に置かれ、地方自治法第180条の5

の規定による合議制の執行機関（行政委員会）である。

また、本県では地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受けて、個別的労使紛争のあっせんを行っている。

その構成は、使用者を代表する者（使用者委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び公益を代表する者（公益委員）をもって組織され、会長は委員の選挙によって公益委員の中から選ばれる。委員の任期は2年であり再任は妨げられないこととなっている。

また、労調法第10条により労働争議の解決に当たらせるため、労働委員会が学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱している。

労働委員会には、労組法第19条の12第6項の規定において準用する第19条の11第1項の規定により事務を整理するため事務局が設けられている。

事務局の組織は、労組法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、都道府県知事が定めることとされており、また、職員については、労組法第19条の11第1項、同法第19条の12第6項及び同法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が都道府県の職員を事務局長に充てるほか、県の職員のうちから、必要な職員を配置することとなっている。

## （1）委員

当委員会は、使用者委員、労働者委員、公益委員のそれぞれ5名、計15名の委員により構成されているが、使用者委員は、使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、また、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、それぞれ知事によって任命されている。令和4年は、第49期委員（令和3年4月26日任命）によって運営された（第1表参照）。

## （2）あっせん員候補者

当委員会において、あっせんを必要とする具体的労働争議が発生したときに対応するため、あらかじめ学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱している。委嘱、解任は総会の審議により決定している。なお、あっせん員候補者の範囲について、総会の承認を受け委嘱することとしている（第2表参照）。

### (3) 個別的労使紛争あっせん員候補者

当委員会において、個別的労使紛争のあっせんを必要とする紛争が発生したときに対応するため、総会で決定した者及び学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱している。委嘱、解任は総会の審議により決定している（第3表参照）。

### (4) 事務局

当委員会の事務局の組織、分掌事務は、埼玉県労働委員会事務局の組織等に関する規則（昭和54年埼玉県規則第22号）により内部組織、所掌事務及び職制に関して必要な事項が定められている。

なお、組織は、平成18年度に調整課及び審査課の2課体制から審査調整課の1課体制となり、事務局長のほか12名の職員が配置されている。

## 第1表 委員名簿

### 第49期委員（任期：令和3年4月26日～令和5年4月25日）

区分	氏名	現職等	在職期	備考
公益委員	青木 孝明	弁護士	48～	会長
	甲原 裕子	弁護士	48～	会長代理
	向田 正巳	駒澤大学法学部准教授	48～	
	山下 三佐子	弁護士	49～	
	山崎 仁枝	元埼玉県県民生活部副部長	49～	
労働者委員	近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長	47～	
	畔上 勝彦	自治労連埼玉県本部中央執行委員長	48～	
	小林 健一	情報労連埼玉県協議会議長兼 N T T 労組北関東信越総支部執行委員長	49～	
	高井 哲郎	U A ゼンセン埼玉県支部支部長	49～	
	金谷 慶國	埼玉県電力関連産業労働組合総連合会長	49～	
使用者委員	廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会業務執行理事・ 専務理事・事務局長	47～	
	木村 謙一	株式会社高麗川カントリー倶楽部取締役社長	48～	
	中村 元信	日東商事株式会社取締役社長	48～	
	町田 伸吉	町田ローソク株式会社代表取締役会長	49～	
	入野 純一	不二工業株式会社代表取締役社長	49～	

※ 現職等は第49期委員任命時のもの。

第2表 あっせん員候補者名簿

令和4年度におけるあっせん員候補者

氏名	経歴等	備考
青木 孝明	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和元年度から
甲原 裕子	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和元年度から
向田 正巳	埼玉県労働委員会委員 駒澤大学法学部准教授	令和元年度から
山下 三佐子	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和3年度から
山崎 仁枝	埼玉県労働委員会委員 元埼玉県県民生活部副部長	令和3年度から
近藤 嘉	埼玉県労働委員会委員 日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長	平成29年度から
畔上 勝彦	埼玉県労働委員会委員 自治労連埼玉県本部中央執行委員長	令和元年度から
小林 健一	埼玉県労働委員会委員 情報労連埼玉県協議会議長兼 N T T 労組北関東信越総支部執行委員長	令和3年度から
高井 哲郎	埼玉県労働委員会委員 U A ゼンセン埼玉県支部支部長	令和3年度から
金谷 慶國	埼玉県労働委員会委員 埼玉県電力関連産業労働組合総連合会長	令和3年度から
廣澤 健一	埼玉県労働委員会委員 一般社団法人埼玉県経営者協会 業務執行理事・専務理事・事務局長	平成29年度から
木村 謙一	埼玉県労働委員会委員 株式会社高麗川カントリー倶楽部取締役社長	令和元年度から
中村 元信	埼玉県労働委員会委員 日東商事株式会社取締役社長	令和元年度から
町田 伸吉	埼玉県労働委員会委員 町田ローソク株式会社代表取締役会長	令和3年度から
入野 純一	埼玉県労働委員会委員 不二工業株式会社代表取締役社長	令和3年度から

氏 名	経 歴 等	備 考
新里 英男	埼玉県労働委員会事務局長	令和3年度から
伊島 順子	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼 審査調整課長	令和4年度から
武澤 真紀	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	令和2年度から
神崎 雅史	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	令和3年度から
細木原 章子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和4年度から
時吉 恵子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和3年度から
土屋 千鶴子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和2年度から
河上 雄一	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和2年度から

※ 経歴等は令和4年度あつせん員候補者委嘱時のもの。

令和3年度におけるあっせん員候補者

(令和4年度に引き続く候補者は除く)

氏名	経歴等	備考
後藤 安史	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼 審査調整課長	令和3年度から
増井 望未	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和元年度から

※ 経歴等は令和3年度あっせん員候補者委嘱時のもの。

第3表 個別的労使紛争あっせん員候補者名簿

令和4年度における個別的労使紛争あっせん員候補者

氏名	経歴等	備考
青木 孝明	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和元年度から
甲原 裕子	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和元年度から
向田 正巳	埼玉県労働委員会委員 駒澤大学法学部准教授	令和元年度から
山下 三佐子	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和3年度から
山崎 仁枝	埼玉県労働委員会委員 元埼玉県県民生活部副部長	令和3年度から
近藤 嘉	埼玉県労働委員会委員 日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長	平成29年度から
畔上 勝彦	埼玉県労働委員会委員 自治労連埼玉県本部中央執行委員長	令和元年度から
小林 健一	埼玉県労働委員会委員 情報労連埼玉県協議会議長兼 N T T 労組北関東信越総支部執行委員長	令和3年度から
高井 哲郎	埼玉県労働委員会委員 U A ゼンセン埼玉県支部支部長	令和3年度から
金谷 慶國	埼玉県労働委員会委員 埼玉県電力関連産業労働組合総連合会長	令和3年度から
廣澤 健一	埼玉県労働委員会委員 一般社団法人埼玉県経営者協会 業務執行理事・専務理事・事務局長	平成29年度から
木村 謙一	埼玉県労働委員会委員 株式会社高麗川カントリー倶楽部取締役社長	令和元年度から
中村 元信	埼玉県労働委員会委員 日東商事株式会社取締役社長	令和元年度から
町田 伸吉	埼玉県労働委員会委員 町田ローソク株式会社代表取締役会長	令和3年度から
入野 純一	埼玉県労働委員会委員 不二工業株式会社代表取締役社長	令和3年度から

氏 名	経 歴 等	備 考
伊東 弘道	元埼玉県会計管理者	令和4年度から
土屋 幸一	元サンケン電気労働組合委員長	令和3年度から
鈴木 俊昭	吉野電化工業株式会社顧問	令和4年度から
新里 英男	埼玉県労働委員会事務局長	令和3年度から
伊島 順子	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼 審査調整課長	令和4年度から
武澤 真紀	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	令和2年度から
神崎 雅史	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	令和3年度から
細木原 章子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和4年度から
時吉 恵子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和3年度から
土屋 千鶴子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和2年度から
河上 雄一	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和2年度から

※ 経歴等は令和4年度個別あつせん員候補者委嘱時のもの。

令和3年度における個別的労使紛争あっせん員候補者

(令和4年度に引き続く候補者は除く)

氏名	経歴等	備考
村田 俊彦	元埼玉県下水道公社理事長	平成29年度から
矢作 陽司	元株式会社ボッシュビジネスサービス ジャパン社長	平成28年度から
後藤 安史	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼 審査調整課長	令和3年度から
増井 望未	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和元年度から

※ 経歴等は令和3年度個別あっせん員候補者委嘱時のもの。

## 第2節 労働委員会の運営

労働委員会の運営は、労組法、労調法、地公労法、個別紛争法及び労働委員会規則(以下「労委規則」という。)の定めるところにより行われており、その概要は次のとおりである。

### 1 労働委員会の会務

労働委員会の会務は、会長が総理する。会長がその職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する(労組法第19条の9第4項、第19条の12第6項)。

### 2 労働委員会の会議

労働委員会の会議は、総会、公益委員会議、その他の会議に分かれており、総会は会長が招集し、委員が全員で行う会議である(労組法第21条)。また、その付議事項や議事進行等については労委規則に定められている。

公益委員会議は、労組法第24条又は地公労法第16条の2の規定により公益委員のみで行われており、会長が招集して行う。その付議事項等についても労委規則に定められている。

その他の会議としては、必要に応じて行われる調停委員会の会議、仲裁委員会の会議及び小委員会の会議があり、委員長が必要に応じて招集することとなっている(労委規則第3条、第11条)。

### 3 労働組合の資格審査

労働組合の資格審査は、会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員会議による審査に代えて、公益委員の中から1名又は数名の委員を選んで審査を担当させることができるものとされており(労委規則第23条)、当労委では、通常1名の公益委員が担当している。

### 4 不当労働行為の審査

不当労働行為の審査等(調査、審問、和解)は、会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員全員の審査に代えて、公益委員の中から1名又は数名の委員を選んで審査を担当させることができるものとされており(労委規則第37条第1項)、当委員会では、通常1名の公益委員が担当している。

不当労働行為の審査には、使用者委員及び労働者委員が参与することができる（労組法第24条第1項ただし書）、審問に参与する委員は、あらかじめ会長（審査委員）に申し出るものとされている（労委規則第41条の6第4項）。当委員会では、通常、労働者、使用者の各側の委員各1名が参与している。

## 5 地公労法第5条第2項の認定・告示

地公労法第5条第2項の認定・告示は、会長が公益委員の中から1名若しくは数名の委員を選び調査を担当させることができる（労委規則第28条の2第2項）。当委員会では、通常1名の公益委員が担当している。

## 6 労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）

労働争議のあっせんは、あっせん員候補者の中から会長があっせん員を指名して行う。（労調法第12条）。

当委員会では、あっせん員には、通常、公益、労働者、使用者の労働委員会委員各1名計3名が指名される。

労働争議の調停は、会長が指名する公益、労働者、使用者の各側の労働委員会委員（労・使委員は同数）で構成される調停委員会によって行われ、当委員会では、公益、労働者、使用者の労働委員会委員各1名で行う（労調法第19条）。

なお、当委員会においては、平成12年以降、調停委員会は開かれていない。

労働争議の仲裁は、会長が指名する3名以上の奇数の公益委員で構成される仲裁委員会によって行う（労調法第31条）。

なお、当委員会においては、平成2年以降、仲裁委員会は開かれていない。

## 7 事件担当職員の指名等

労働組合の資格審査及び不当労働行為の審査並びに労働争議の調整等において、会長は、それぞれ事件ごとに事務局職員の中から担当職員を指名する。担当職員は、担当事件の事務処理、実情調査、審問の要領を記録した調書の作成等の職務を遂行する（労委規則第23条、第35条、第41条の2、第41条の7、第58条、第62条の2）。

## 第3節 会 議

### 1 埼玉県労働委員会の会議

令和4年の開催状況は、次のとおりである。

#### (1) 総 会

総会は、労働委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期すため、委員の全員により開かれる会議であり、原則として毎月2回、日を定めて会長が招集している。

なお、令和4年は、新型コロナウイルス感染症対策のためのまん延防止等重点措置等により、第1762回～1765回及び第1775回～第1778回をWEB開催で実施した。

開催回数	備 考
24回	第1761回～第1784回

#### (2) 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格の決定、不当労働行為事件の命令の内容、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求、地方公営企業等における使用者の利益代表者の範囲の認定などを審議するために、公益委員のみで行う会議であり、会長が必要に応じて招集する。

開催回数	備 考
3回	第944回～第946回

### 2 各種連絡会議

各種連絡会議は、労働委員会が相互の連絡を緊密にし、法の解釈、運用、事務処理の統一と調整を図るため、全国又は各地域別に開催されるものである。使用者委員、労働者委員及び公益委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が設けられている（労委規則第86条）。

令和4年のこれらの会議等の開催状況は、次のとおりである。

#### (1) 全国労働委員会連絡協議会総会

回	開催期日	場 所
77	令和4年11月17～18日	東京都渋谷区

#### (2) 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

開催期日	場 所
令和4年11月17日	東京都渋谷区

(3) 全国労働委員会会長連絡会議

開催期日	場 所
新型コロナウイルスの影響により中止	(岩手県)

(4) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

回	開催期日	場 所
148	令和4年5月12日 (WEB)	新型コロナウイルス対策のため書面及びWEB開催 (長野県)
149	令和4年9月13日 (WEB)	新型コロナウイルス対策のため書面及びWEB開催 (群馬県)

(5) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

開催期日	場 所
議題の提出がなかったため中止	(群馬県)

(6) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

回	開催期日	場 所
87	新型コロナウイルス対策のため書面開催	(長野県)
88	新型コロナウイルス対策のため書面開催	(群馬県)

(7) 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催期日	場 所
新型コロナウイルスの影響により中止	(岩手県)

(8) 14都道府県公益委員会議

開催期日	場 所
新型コロナウイルス対策のため書面開催	(大阪府)

(9) 14都道府県使用者委員会議

回	開催期日	場 所
36	令和4年7月7日	京都府京都市

## 第2章 労働組合の資格審査

令和4年における資格審査事件の取扱状況は、次のとおりである（第4表参照）。

今年取扱件数は、令和3年からの繰越4件、新規申請4件で、合計8件であった。

新規申請事件の申請事由別の内訳は、委員推薦に伴うものが0件（前年比5件減）、不当労働行為の救済申立てに伴うものが4件（同1件増）、法人登記のためのものが0件（同3件減）であり、総会決議によるもの（労働者供給事業）の取扱いはなかった。

次に、終結件数をみると、2件が終結し、全て打切りであった。

打切り2件の内訳は、不当労働行為事件の取下げに伴うものが2件となっている。（資格審査事件の取扱一覧は、第5表参照）。

第4表 資格審査事件取扱件数

区分		年					平均	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4		
取扱件数	繰越		0	4	5	5	4	3.6
	新規申請	委員推薦	0	5	0	5	0	2.0
		不当労働行為	4	3	1	3	4	3.0
		法人登記	4	1	3	3	0	2.2
		総会決議 (労働者供給事業)	0	0	0	0	0	0.0
		小計	8	9	4	11	4	7.2
	計(a)		8	13	9	16	8	10.8
終結件数	適合決定		3	7	3	12	0	5.0
	不適合決定		0	0	0	0	0	0.0
	取下		0	0	0	0	0	0.0
	打切		1	1	1	0	2	1.0
	却下		0	0	0	0	0	0.0
	計(b)		4	8	4	12	2	6.0

(注) (a)－(b)は翌年に繰り越し。

第5表 資格審査事件一覧

事件番号	労働組合の名称	申請事由	受付年月日	終結年月日	終結事由	審査委員
1- 8	全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部	不当労働行為 (1-2)	1. 6. 25			向田
3- 8	埼玉県私立学校教職員組合連合	不当労働行為 (3-1)	3. 7. 6			山下
3- 9	H教職員組合	不当労働行為 (3-1)	3. 7. 6			山下
3-11	J労働組合	不当労働行為 (3-2)	3. 8. 20	4. 7. 6	打切	山崎
4- 1	一般合同労組さいたまユニオン	不当労働行為 (4-1)	4. 3. 10			甲原
4- 2	たすけあい労働組合	不当労働行為 (4-2)	4. 3. 29	4. 4. 26	打切	青木
4- 3	たすけあい労働組合	不当労働行為 (4-3)	4. 7. 28			青木
4- 4	埼玉県私立学校教職員組合連合	不当労働行為 (4-4)	4. 12. 16			山崎

## 第3章 不当労働行為事件の審査

### 第1節 概況

#### 1 取扱件数の状況

令和4年における不当労働行為事件の取扱件数は、令和3年からの繰越3件、新規申立て4件で、合計7件であった（令和4年に取り扱った不当労働行為事件の一覧は、29頁以下の第16表参照）。

#### 2 新規申立ての状況（第6表～第9表参照）

- (1) 新規申立事件4件は、申立人別では、組合からの申立て4件であり、個人での申立て、組合及び個人での申立てはなかった。
- (2) 労組法第7条該当号別では、1号関係が2件、2号関係が4件、3号関係が3件となった。これらの内訳をみると、1・2・3号事件が2件、2号事件が1件、2・3号事件が1件となっている。
- (3) 企業規模別では、49人以下の規模が2件、50～99人の規模が1件、100～499人の規模が1件であった。
- (4) 業種別では、「建設業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」及び「サービス業」が各1件となった。

第6表 申立人別新規申立件数

申立人別		年					平均
		件数（単位：件）					
申立人別		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
新規申立 件数		4	3	1	2	4	2.8
申 立 人 別	組合	4	3	1	1	4	2.6
	個人	0	0	0	0	0	0.0
	組合・個人	0	0	0	1	0	0.2

第7表 労組法第7条該当号別新規申立件数

年 区分		件数(単位:件)					平均
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	
新規申立件数		4	3	1	2	4	2.8
大分類	1号関係	3	2	0	1	2	1.6
	2号関係	4	3	1	2	4	2.8
	3号関係	3	2	0	2	3	2.0
	4号関係	1	0	0	0	0	0.2
内 訳	1号	0	0	0	0	0	0.0
	2号	1	1	1	0	1	0.8
	3号	0	0	0	0	0	0.0
	4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2号	0	0	0	0	0	0.0
	1・3号	0	0	0	0	0	0.0
	2・3号	0	0	0	1	1	0.4
	2・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3号	2	2	0	1	2	1.4
	1・3・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3・4号	1	0	0	0	0	0.2

(注) 大分類の各号別関係件数は、内訳の申立号別件数を各号別関係に整理し集計したものであり、新規申立件数とは一致しない。

参考〈不当労働行為に係る労組法第7条該当号〉

- 1号: 不利益取扱い
- 2号: 団体交渉拒否
- 3号: 支配介入
- 4号: 報復的不利益取扱い

第8表 企業規模別新規申立件数

年 区 分		件 数 (単位：件)					平均
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	
新規申立件数		4	3	1	2	4	2.8
企 業 規 模 別	49人以下	1	1	0	0	2	0.8
	50～99人	1	0	0	0	1	0.4
	100～499人	0	0	1	1	1	0.6
	500～999人	0	1	0	1	0	0.4
	1,000人以上	2	2	0	0	0	0.8

(注) 平成31年(不)第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

第9表 業種別新規申立件数

分類番号	業種	年	件数（単位：件）					平均
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	
D	〈建設業〉		0	0	0	0	1	0.2
7	職別工事業(設備工事業を除く)		0	0	0	0	1	0.2
E	〈製造業〉		1	0	0	1	0	0.4
31	輸送用機械器具製造業		1	0	0	1	0	0.4
G	〈情報通信業〉		0	0	0	0	0	0.0
41	映像・音声・文字情報制作業		0	0	0	0	0	0.0
H	〈運輸業、郵便業〉		0	2	0	0	0	0.4
42	鉄道業		0	1	0	0	0	0.2
48	運輸に附帯するサービス業		0	1	0	0	0	0.2
L	〈学術研究、専門・技術サービス業〉		1	1	0	0	0	0.4
72	専門サービス業（純粋持株会社）		0	1	0	0	0	0.2
73	広告業		1	0	0	0	0	0.2
O	〈教育、学習支援業〉		0	0	0	1	1	0.4
81	学校教育		0	0	0	1	1	0.4
P	〈医療、福祉〉		1	1	1	0	1	0.8
83	医療業		1	0	1	0	0	0.4
85	社会保険・社会福祉・介護事業		0	1	0	0	1	0.4
R	〈サービス業〉		1	0	0	0	1	0.4
91	職業紹介・労働者派遣業		1	0	0	0	0	0.2
92	その他の事業サービス業		0	0	0	0	1	0.2
新規申立件数			4	3	1	2	4	2.8

(注) 分類番号及び業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）による。

平成31年（不）第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

### 3 終結の状況

令和4年における不当労働行為救済申立事件の終結件数は2件であり、取下げが1件、決定が1件（却下）であった。（令和4年に発した決定は巻末資料54頁参照。）

なお、令和5年への繰越件数は5件である。

第10表 不当労働行為事件終結状況

区分		年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
取扱 件数	繰越		1	3	5	5	3	3.4
	新規申立		4	3	1	2	4	2.8
	計		5	6	6	7	7	6.2
終結 件数	取 下 ・ 和 解	取下	1	0	0	0	1	0.4
		自主和解	0	0	0	0	0	0.0
		関与和解	0	1	1	0	0	0.4
		小計	1	1	1	0	1	0.8
	命 令 ・ 決 定	全部救済	1	0	0	0	0	0.2
		一部救済	0	0	0	3	0	0.6
		棄却	0	0	0	1	0	0.2
		却下	0	0	0	0	1	0.2
		小計	1	0	0	4	1	1.2
		計	2	1	1	4	2	2.0

#### 4 審査の状況

令和4年に終結した事件の処理日数は、234日（前年平均708日）であった。

なお、取下げで終結した1件の処理日数は29日であり、決定で終結した1件の処理日数は439日であった。

第11表 平均処理日数 (単位：日)

年		平成30 (件数)	令和元 (件数)	令和2 (件数)	令和3 (件数)	令和4 (件数)	5年平均 (件数)
区分							
取 下 ・ 和 解	取下	72 (1)	-	-	-	29 (1)	51 (2)
	自主和解	-	-	-	-	-	-
	関与和解	-	213 (1)	849 (1)	-	-	531 (2)
	平均	72 (1)	213 (1)	849 (1)	-	29 (1)	291 (4)
命 令 ・ 決 定	全部救済	177 (1)	-	-	-	-	177 (1)
	一部救済	-	-	-	632 (3)	-	632 (3)
	棄却	-	-	-	937 (1)	-	937 (1)
	却下	-	-	-	-	439 (1)	439 (1)
	平均	177 (1)	-	-	708 (4)	439 (1)	575 (6)
総平均		125 (2)	213 (1)	849 (1)	708 (4)	234 (2)	461 (10)

命令・決定事件（1件、処理日数439日）について、審査手続上のどの段階でどの位の日数を要しているかについてみると、申立～第1回審問前日の期間が341日、結審～命令書写し交付までの期間が98日であり、前年より、結審～命令書写し交付までの期間はほぼ変わらず、申立～第1回審問前日の期間は短縮された（第12表参照）。

第12表 命令・決定事件の平均処理日数内訳

（単位：日）

年 区分	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
命令・決定事件数	1	0	0	4	1	
申立 ～第1回審問前日	107	-	-	458	341	380
第1回審問 ～結審前日	-	-	-	155	-	155
結審 ～命令書写し交付	70	-	-	96	98	92
平均処理日数	177	-	-	708	439	575

（注）平成30年の1件及び令和4年の1件については、審問を経ずに結審したため、「第1回審問前日」は「結審前日」となる。

## 5 不服の申立ての状況

令和4年に交付された命令・決定は1件（前年4件）であり、これに対し、再審査の申立て及び行政訴訟の提起はなされなかった。

第13表 本県初審命令・決定事件の不服の申立ての状況

年 区分		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
		命令・ 決定書数	1	0	0	4	1
不服申立 (再審査・行政訴訟) 合計		1	0	0	3	0	0.8
再 審 査 申 立	労働者側	0	0	0	1	0	0.2
	使用者側	1	0	0	0	0	0.2
	双方	0	0	0	2	0	0.4
行 政 訴 訟 提 起	労働者側	0	0	0	0	0	0.0
	使用者側	0	0	0	0	0	0.0
	双方	0	0	0	0	0	0.0

本県が初審である再審査事件の中労委における令和4年の状況をみると、係属件数は3件であった。

また、令和4年中に再審査命令（本県初審）に対する行政訴訟事件として係属したものはなかった。

第14表 再審査事件（本県初審）一覧

中労委 事件番号・事件名	初審（本県）		再審査			
	事件番号	結果	申立年月日	申立人	終結年月日	結果
3（不再）16・17 J事件	31（不）1	一部救済	3.6.28 3.6.30	使 労		
3（不再）18・20 Z事件	1（不）3	一部救済	3.7.12 3.7.15	労 使		
3（不再）25 H事件	30（不）4	棄却	3.8.3	労		

## 6 審査の実効確保の措置に係る取扱状況

令和4年における審査の実効確保の措置に係る取扱いはなかった。

## 7 審査の期間の目標達成状況

### (1) 審査の期間の目標

平成17年1月に改正労働組合法が施行され、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされた。

当委員会では、審査の期間の目標を1年6か月と設定した（平成17年1月7日公益委員会議で決定）。

### (2) 目標達成状況

令和4年に終結した事件は2件で、処理日数は234日であった（第11表参照）。なお、終結事件のうち2件とも目標期間内に終結した（第16表参照）。

## 8 証人出頭命令及び物件提出命令に係る状況

令和4年における証人出頭命令の申立て件数は1件であった。なお、物件提出命令の申立てはなかった。

第15表 証人出頭命令事件一覧

事件名	申立年月日	決定日 締結区分	中労委への審査 申立人月日	決定日 締結区分
M事件 1(不)2	4.8.26(労)	4.9.29 却下	—	—

第2節 不当労働行為事件の概要

第16表 不当労働行為事件一覧

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
1	1 (不) 2	M事件		1. 6. 25	係属中
		申立人	全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部	・団体交渉応諾 ・文書手交・揭示	2
被申立人	株式会社M				
2	3 (不) 1	H事件		3. 7. 6	係属中
		申立人	①埼玉県私立学校教職員組合連合 ②H教職員組合	・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書揭示	2 3
被申立人	学校法人H				
3	3 (不) 2	J事件		3. 8. 20	4. 11. 1
		申立人	個人	却下	439日
		被申立人	J株式会社	・ねつ造事実の撤回と謝罪 ・精神的虐待に対する謝罪 ・文書揭示	

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
4	4 (不) 1	U事件		4.3.10	係属中
		申立人	一般合同労組さいたまユニオン		
		被申立人	株式会社U	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不利益取扱撤回、 バックペイ</li> <li>・支配介入禁止</li> <li>・誠実団体交渉</li> <li>・文書手交・掲示</li> </ul>	1 2 3
5	4 (不) 2	M事件		4.3.29	4.4.26
		申立人	たすけあい労働組合	取下げ	29日
		被申立人	株式会社M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誠実団体交渉</li> <li>・文書手交・掲示</li> </ul>	2
6	4 (不) 3	A事件		4.7.28	係属中
		申立人	たすけあい労働組合		
		被申立人	A法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支配介入禁止</li> <li>・誠実団体交渉</li> <li>・文書手交・掲示</li> </ul>	2 3

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
7	4 (不) 4	K事件		4.12.16	係属中
		申立人	埼玉県私立学校教職員組合連合		
		被申立人	学校法人K	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不利益取扱撤回、</li> <li>バックペイ</li> <li>・支配介入禁止</li> <li>・誠実団体交渉</li> <li>・文書手交・掲示</li> </ul>	1 2 3

## 1 M事件

令和元年（不）第2号 （専門サービス業（純粋持株会社））	令和元年6月25日 申立て 係属中
申立人 全労連・全国一般労働組合埼玉地方 本部	被申立人 株式会社M 従業員数 28名
審査委員・参与委員 （審）向田正巳 （労）持田明彦、金谷慶國 （使）木村謙一	
審査経過 調査18回、審問3回	
再審査・行政訴訟	

### 【請求する救済内容】

- 1 団体交渉応諾
- 2 文書手交・掲示

### 【事件の概要（申立ての概要）】

昭和52年から平成27年にかけて、組合員らはそれぞれ正社員として、被申立人の子会社Y会社と労働契約を締結し、販売活動に従事した。

平成2年から平成21年にかけて、組合員らは委託販売社員に切り替えられ、従前Y会社が負担していた各種経費を代わりに負担させられ、給与が全く支給されないこともあり経済的に困窮している。同社社長は、経費を自己負担する委託販売社員は売上げがなくても赤字にならないため、売上げが100万円に達しない者を委託販売社員に切り替えた旨の発言をしており、業務委託契約を悪用したことは明らかである。

平成30年12月25日、平成31年3月1日及び同月4日、申立人は、被申立人に対し、組合員への偽装請負をやめ労働者としての権利を保障すること、各種経費を控除しないこと、これまで被申立人が不当に得た経費を支払うこと等を議題として、団体交渉を申し入れた。

3回にわたる団体交渉申入れに対し、被申立人は、被申立人とY会社は別の法人であること、被申立人は委託販売契約の条件等につきY会社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配決定する地位にないことを理由に、団体交渉を拒否した。

被申立人がY会社の議決権を100%間接所有し、役員人事を支配していること、組合員に対し、中間統括会社やY会社を通じて個別具体的な営業活動の内容を指示・命令していること、業務委託契約の形式を利用して組合員らに経費全額を負担させる仕組みを主導していることなどから、被申立人は団体交渉に応じなければならない立場にある。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

## 2 H事件

令和3年(不)第1号 (学校教育)	令和3年7月6日 申立て 係属中
申立人 ①埼玉県私立学校教職員組合連合 ②H教職員組合	被申立人 学校法人H 従業員数 282名
審査委員・参与委員 (審) 山下三佐子 (労) 小林健一 (使) 町田伸吉	
審査経過 調査8回	
再審査・行政訴訟	

### 【請求する救済内容】

- 1 誠実団体交渉
- 2 支配介入禁止
- 3 文書掲示

### 【事件の概要（申立ての概要）】

申立人と被申立人は、令和2年7月7日、令和2年10月29日、令和3年2月17日及び令和3年6月9日に、給与等について団体交渉を行った。

令和2年7月7日の団体交渉において、被申立人理事長及び事務局長は、議題とは関係のない発言を繰り返した。

令和2年7月7日及び令和2年10月29日の団体交渉において、被申立人は、ベースアップの金額等についての具体的な説明を行わず、申立人が要求した資料も提出しなかった。

被申立人は、団体交渉の日時及び場所について、申立人の提案を受け付けず、一方的に決定し、団体交渉の実施を引き延ばしている。また、理事長又は権限を有する担当者が出席せず、それを理由に回答を拒絶されることがしばしばあった。さらに、被申立人には、団体交渉において、誠実な議論を積み重ねて合意を形成し、労働協約を締結していくという姿勢が全く見られない。

令和2年11月26日、被申立人理事長は、組合広報誌の内容を意図的に曲解し、申立人を批判した。

令和2年12月9日、被申立人は、申立人からの職場アンケートボックスの設置要求及び朝の打合せにおける申立人からのアナウンスの要求を拒否した。

令和3年5月24日、朝の教職員の打合せにおいて、被申立人は、申立人との団体交渉の経過に触れることなく、ベースアップ等について発表した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。

### 3 J事件

令和3年(不)第2号 (輸送用機械器具製造業)	令和3年8月20日 申立て 令和4年11月1日 却下決定(439日)
申立人 個人	被申立人 J株式会社 従業員数 530名
審査委員・参与委員 (審) 山崎仁枝 (労) 畔上勝彦 (使) 入野純一	
審査経過 調査6回	
再審査・行政訴訟	

#### 【請求する救済内容】

- 1 ねつ造事実の撤回と謝罪
- 2 精神的虐待に対する謝罪
- 3 文書掲示

#### 【事件の概要(申立ての概要)】

平成31年4月3日、被申立人G L(グループリーダー)は、申立人に対してストーカー行為及びパワハラ・セクハラを行った。

平成31年4月23日、申立人は、申立外Z組合に加盟した。Z組合と被申立人は、令和元年5月22日から令和2年2月13日までに、5回団体交渉を行った。団体交渉の過程において、被申立人は、事実をねつ造して回答し、申立人を職場離脱の常習犯に仕立て上げ、申立人に精神的な虐待をした。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号及び3号に該当する不当労働行為である。

## 4 U事件

令和4年(不)第1号  
(社会保険・社会福祉・介護事業)

令和4年3月10日 申立て  
係属中

申立人 一般合同労組さいたまユニオン	被申立人 株式会社U  従業員数 239名
審査委員・参与委員 (審) 甲原裕子 (労) 高井哲郎 (使) 廣澤健一	
審査経過 調査4回	
再審査・行政訴訟	

### 【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱撤回、バックペイ
- 2 支配介入禁止
- 3 誠実団体交渉
- 4 文書手交・掲示

### 【事件の概要（申立ての概要）】

令和2年12月頃、被申立人料理長は、組合員に対し、些細なことで怒鳴ったり、大きな音を出して威嚇したりするようになった。

令和3年7月22日、被申立人は、組合員に対し、調理過程には一切手を出さず、食器、調理器具の洗浄、調理場内の清掃のみに従事することを業務指示した。

令和3年7月23日、組合員は申立人に加盟し、令和3年8月26日及び令和4年2月1日に団体交渉が行われたが、団体交渉において、被申立人は、申立人を嫌悪して回答を拒否した。

令和4年2月13日、被申立人代表者は、被申立人従業員に対し、「組合に加盟しているのか」「組合員は危険だ」などと申立人を嫌悪した発言を行った。

令和4年2月16日、組合員は、被申立人から、雇用契約終了通知書を渡された。

申立人は、被申立人に対し、就業規則の全面開示を要求したが、被申立人はこれを拒否した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。

## 5 M事件

令和4年(不)第2号  
(職別工事業)

令和4年3月29日 申立て  
令和4年4月26日 取下げ(29日)

申立人  
たすけあい労働組合

被申立人  
株式会社M

従業員数 7名

審査委員・参与委員

(審) 青木孝明  
(労) 近藤嘉  
(使) 中村元信

審査経過

再審査・行政訴訟

### 【請求する救済内容】

- 1 誠実団体交渉
- 2 文書手交・揭示

### 【事件の概要(申立ての概要)】

令和4年1月31日、申立人は、組合員の労使問題解決のために、被申立人に出向いた。その際、以下の問題について、被申立人と話し合いを要求する旨の書類を手交し、代表取締役との面会を求めたが、面会は実現されなかった。

- 1 組合員に対する被申立人総務部長の言動の是正
- 2 月額10万円の給与に対する明細の要求
- 3 会社返還された給与170万円の無効
- 4 今後の仕事について

令和4年2月2日、申立人は、被申立人に対して、配達証明書付き内容証明郵便で団体交渉の申し入れを郵送した。

令和4年2月3日、被申立人の代理人弁護士は、申立人に対して、組合員が被申立人の取締役であり、労働組合法上の労働者に該当しないとして団体交渉の拒否を示す書類を郵送した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条2号に該当する不当労働行為である。

## 6 A事件

令和4年(不)第3号  
(その他の事業サービス業)

令和4年7月28日 申立て  
係属中

申立人 たすけあい労働組合	被申立人 A法人  従業員数 1名
審査委員・参与委員 (審) 青木孝明 (労) 近藤嘉 (使) 中村元信	
審査経過 調査2回	
再審査・行政訴訟	

### 【請求する救済内容】

- 1 支配介入禁止
- 2 誠実団体交渉
- 3 文書手交・掲示

### 【事件の概要（申立ての概要）】

令和4年6月2日、申立人は、被申立人に対し、分会設立と被申立人従業員の組合加盟を通知した。

令和4年6月9日、被申立人は、申立人に対し、分会の活動を認めないとして、分会事務所の使用や立入り、のぼり旗、掲示物の設置を拒否した。

令和4年6月22日、申立人はこれらの行為について、団体交渉を申し入れたが、返答はなかった。その後2回の申し入れをしたが、返答はなかった。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号及び3号に該当する不当労働行為である。

## 7 K事件

令和4年(不)第4号 (学校教育)	令和4年12月16日 申立て 係属中
申立人 埼玉県私立学校教職員組合連合	被申立人 学校法人K  従業員数 97名
審査委員・参与委員 (審) 山崎仁枝 (労) 金谷慶國 (使) 入野純一	
審査経過	
再審査・行政訴訟	

### 【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱撤回、バックペイ
- 2 支配介入禁止
- 3 誠実団体交渉
- 4 文書手交・掲示

### 【事件の概要（申立ての概要）】

令和3年4月、被申立人は、組合員に対し、恣意的評価により、令和3年度の定期昇給を凍結した。

令和3年12月16日、団体交渉が開催され、被申立人は、被申立人校長が組合員に対して行ってきたパワハラ行為を認め、謝罪をした。申立人が、このことを労働協約として書面化するよう求めたところ、被申立人は拒否した。さらに、その後、被申立人は、何の理由も示さないにもかかわらず、パワハラ的事实はなかったこととした。

令和4年1月27日、団体交渉が開催され、申立人は、組合員の賞与査定の算定根拠を求めたが、被申立人は、算定の根拠となる資料を提示しなかった。その後の団体交渉や被申立人の回答書においても、被申立人は、算定の根拠となる資料を提示しなかった。

被申立人は、団体交渉において、交渉・決定権限を有する者を一度も参加させていない。

令和4年4月、被申立人は、組合員に対し、令和4年度の定期昇給を凍結した。

令和4年7月15日、申立人は、団体交渉申入れを行い、これに対し、同年7月29日、被申立人は、回答書において、団体交渉参加組合員の勤務校への情報提供を行ったり、組合員の「問題行動」を公表することもある旨述べた。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。

## 第4章 行政訴訟事件

令和4年において、当委員会が発した不当労働行為事件の命令について、使用者側又は労働者側から、あるいは双方から行政訴訟が提起されたものはなかった。

## 第5章 地公労法第5条第2項の認定・告示

令和4年において、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に定める使用者の利益代表者の範囲を認定・告示したものはなかった。

## 第6章 労働争議の調整

### 1 取扱いの状況

令和4年中に当委員会が取り扱った調整事件は、前年から繰り越したあっせん事件2件と新規に係属したあっせん事件3件の計5件であり、前年に比べ7件減少した。その概況は第17表から第23表のとおりであり、事件の概要は第24表のとおりである。

### 2 新規申請の状況

(1) 受付件数（第17表参照）

3件で、前年に比べ7件減少した。

(2) 調整の開始（第17表参照）

組合からの申請が3件であった。

(3) 調整事項別（第18表参照）

「賃金増額」「一時金」「団体交渉」「その他」が各2件、「組合活動」「協約締結・改定」「協約の効力」「休日休暇」「定年制」「その他労働条件」が各1件であった。

(4) 組合員数別（第19表参照）

組合員数49人以下が2件、300人～399人が1件であった。

(5) 組合の形態別（第20表参照）

企業別組合は2件、合同労組は1件であり、その加盟上部団体別では、全労連系3件であった。

(6) 終結までの所要日数別（第21表参照）

1か月以内が1件、2～3か月が1件であった（係属中が1件）。

(7) 業種別（第23表参照）

「教育、学習支援業」が2件、「サービス業」が1件であった。

### 3 終結の状況

令和4年に取り扱った5件のうち、4件が年内に終結し、1件は翌年に繰り越した。終結状況は、解決3件、打切り1件で、解決率は75.0%であった。（第17表参照）

第17表 調整事件総括

区 分		年					
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
受 付 件 数		6	6	5	10	3	6.0
調 整 区 分	あ っ せ ん	6	6	5	9	3	5.8
	調 停	0	0	0	1	0	0.2
	仲 裁	0	0	0	0	0	0.0
開 始 事 由	職権あっせん	0	0	0	0	0	0.0
	組 合 申 請	6	5	5	7	3	5.2
	使 用 者 申 請	0	1	0	3	0	0.8
	双 方 申 請	0	0	0	0	0	0.0
	個 人 申 請	0	0	0	0	0	0.0
関 係 組 合 員 数		2,859	169	8,782	8,569	332	4,142.2
1件当たり		476.5	28.2	1756.4	856.9	110.7	645.7

取 扱 件 数		7	7	7	12	5	7.6	
終 結 件 数		6	5	5	10	4	6.0	
終 結 事 由	解決		1	2	1	6	3	2.6
	打 切 り ・ 不 調	不 応 諾	4	1	4	0	1	2.0
		主 張 対 立	1	2	0	1	0	0.8
		調 整 案 の 拒 否	0	0	0	0	0	0.0
	計		5	3	4	1	1	2.8
	不 開 始		0	0	0	0	0	0.0
	取 下 げ		0	0	0	3	0	0.6
解決率(%)※		16.7%	40.0%	20.0%	85.7%	75.0%	47.5%	
翌 年 へ 繰 越		1	2	2	2	1	1.6	

※ 解決率(%)=解決件数÷(終結件数-取下げ・不開始件数)×100

調 整 回 数		6	4	0	9	4	4.6
1件当たり		1.0	0.8	0.0	0.9	1.0	0.7
所 要 日 数		435	334	0	616	1,245	526.0
1件当たり		72.5	66.8	0.0	61.6	311.3	102.4

(注) ①「取扱件数」は、当該年の受付件数と前年からの繰越件数とを含んでいる。  
 ②「調整回数」「所要日数」は、それぞれ「終結事件」についての処理状況を示すものである。

第18表 調整事項別状況

区 分		年					平均	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4		
受 付 件 数		6	6	5	10	3	6.0	
申 請 項 目 数		16	12	12	30	14	16.8	
1件当たり平均申請項目数		2.7	2.0	2.4	3.0	4.7	2.9	
申 請 項 目 の 内 訳	組合承認・組合活動	1	0	1	0	1	0.6	
	協約締結・改定	0	1	0	0	1	0.4	
	協約の効力	0	0	0	2	1	0.6	
	賃 金 及 び 手 当	賃金増額	0	0	0	1	2	0.6
		一時金	0	0	0	1	2	0.6
		諸手当	1	0	0	1	0	0.4
		その他賃金に関するもの	0	0	2	3	0	1.0
		退職金・年金	0	1	0	0	0	0.2
		解雇・休業手当	1	0	0	1	0	0.4
	給 与 以 外 の 労 働 条 件	労働時間	0	0	0	0	0	0.0
		休日休暇	0	0	0	0	1	0.2
		定年制	0	0	0	0	1	0.2
		その他の労働条件	0	0	0	0	1	0.2
	経 営 又 は 人 事	事業休廃止・事業縮小	0	0	0	0	0	0.0
		人員整理	0	0	0	0	0	0.0
		配置転換	0	0	0	2	0	0.4
		解 雇	0	1	2	2	0	1.0
その他の経営人事		1	3	0	5	0	1.8	
福 利 厚 生	0	0	0	0	0	0.0		
団 交 促 進	7	5	6	10	2	6.0		
そ の 他	5	1	1	2	2	2.2		

(注) ① 本表は、申請受付の日を基準にして暦年別に集計したものである。

② 1件の申請で調整事項を2以上含むものがある。

第19表 組合員数別調整事件数

年 組合員数	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
1～49人	4	4	3	7	2	4.0
50～99人	0	2	0	1	0	0.6
100～199人	1	0	0	0	0	0.2
200～299人	0	0	1	0	0	0.2
300～399人	0	0	0	0	1	0.2
400～499人	0	0	0	0	0	0.0
500～999人	1	0	0	0	0	0.2
1,000人以上	1	0	1	2	0	0.8
計	7	6	5	10	3	6.2

(注)平成30年は、2組合連名の事件があるので申請数とは一致しない。

第20表 組合形態別調整事件数

		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
企業別組合		3	4	1	5	2	3
合同労組	事件数	4	2	4	5	1	3.2
	構成比	57.1%	33.3%	80.0%	50.0%	33.3%	51.6%

		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
連合		1	1	0	1	0	0.6
全労連		5	3	3	5	3	3.8
全労協		0	0	1	0	0	0.2
その他・無所属		1	2	1	4	0	1.6
計		7	6	5	10	3	6.2

(注)平成30年は、2組合連名の事件があるので申請数とは一致しない。

第21表 所要日数別終結調整事件数

年 所要日数	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
1～9日	0	1	0	0	0	0.2
10～19日	0	0	1	1	0	0.4
20～29日	2	2 (1)	2	0	0	1.2
30～39日	1 (1)	0	0	0	1	0.4
40～49日	2	0	0	2	0	0.8
50～59日	0	1	0	2	0	0.6
60～69日	0	0	0	3	1	0.8
70～79日	1	0	0	1	0	0.4
80～89日	0	0	0	0	0	0.0
90～99日	0	0	1	0	0	0.2
100日以上	0	2 (1)	1 (1)	1 (1)	0	0.8
係属中	-	-	-	-	1	-
計	6 (1)	6 (2)	5 (1)	10 (1)	3	6.0

(注) ( )内は、翌年に繰り越して終結した事件で、内数。

第22表 調整事件月別申請状況

申請月 \ 年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
1月	0	0	2	1	0	0.6
2月	1	1	0	2	0	0.8
3月	1	0	0	0	0	0.2
4月	0	1	0	1	0	0.4
5月	1	1	0	1	0	0.6
6月	0	0	1	0	1	0.4
7月	1	1	1	0	0	0.6
8月	1	1	0	0	0	0.4
9月	0	0	0	1	1	0.4
10月	0	0	1	2	0	0.6
11月	0	0	0	1	0	0.2
12月	1	1	0	1	1	0.8
計	6	6	5	10	3	6.0

第23表 業種別調整事件数

業 種 \ 年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
D 建設業	0	0	0	0	0	0.0
E 製造業	1	1	0	3	0	1.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0.0
G 情報通信業	0	0	0	1	0	0.2
H 運輸業、郵便業	0	2	0	0	0	0.4
I 卸売業、小売業	0	0	0	0	0	0.0
J 金融業、保険業	0	0	0	0	0	0.0
K 不動産業、物品貸付業	0	0	3	0	0	0.6
M 宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0.0
O 教育、学習支援業	2	1	1	1	2	1.4
P 医療・福祉	1	2	1	4	0	1.6
Q 複合サービス事業	1	0	0	0	0	0.2
R サービス業	1	0	0	1	1	0.6
S 公務	0	0	0	0	0	0.0
合 計	6	6	5	10	3	6.0

(注)平成28,29年は、2法人連名の事件があるので申請数とは一致しない。

第24表 調整事件概要

年	事件番号 調整区分	申請者 区分	業種	申請年月日	所要日数	従業員数	調整事項	終結状況	調整員
		雇 用 形 態		終結年月日	調整回数	組合員数 (社内組合員数)			
平成 31 から 繰越	31-2 あっせん	労 正規	金属製品製 造業(E)	H31.4.9	1043	80	1 団交実施	解決 (合意書締 結)	向田(公)
				R4.2.14	2	(7)			畔上(労)
令和 3 から 繰越	3-10 あっせん	労 正規	映像・音声・ 文字情報制 作業(G)	R3.12.6	107	155	1 制裁(懲戒処分)の 具体的内容の開示	解決 (合意書締 結)	青木(公)
				R4.3.22	1	(32)	2 制裁(懲戒処分)の 根拠の開示 3 制裁(懲戒処分)の 通知、検討の撤回		畔上(労)
令和 4	4-1 あっせん	労 正規	高等学校(O)	R4.6.30	65	419	1 合意書、労働協約の 内容について速やかに 履行すること	解決 (合意書締 結)	甲原(公)
				R4.9.2	1	(5)			小林(労)
	4-2 あっせん	労 正規	高等学校(O)	R4.9.12	30	92	1 パワハラ防止に係る 労働協約を締結すること 2 パワハラ調査委員会 による判断を撤回し再度 調査を行うこと 3 組合員2名の賞与査定 (R3)について資料を 提出すること 4 組合員の定期昇給 凍結を解除すること 5 組合員の賞与査定 (R4)について資料を提 出すること 6 組合活動の妨害をや めること 7 非民主的な労働者 代表選出を改め、再度 選挙を行うこと 8 理事長及び事務局 長は団交に必ず出席す ること	打切り (不応諾)	山崎(公)
R4.10.11	0			(1)	近藤(労)				
4-3 あっせん	労 非正規	ビルメンテナ ンス業(R)	R4.12.12	-	200	1 賃金増額 2 業務実態を反映した 就業規則策定等 3 過去の労使合意した 定年制及び再雇用の確 実な実施 4 年次有給休暇の取 得改善 5 誠実交渉の促進	係属中	青木(公)	
				-	-	(10)			高井(労)
									木村(使)

## 第7章 公益事業労働争議の実情調査

労委規則に基づき、令和4年に行った労働争議の実情調査は10件で、すべて公益事業にかかる労働争議であった。

実情調査を行った結果は、第25表及び第26表のとおりである。

第25表 実情調査総括表

区 分		年					平均	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4		
取扱件数	前年からの繰越	0	0	0	0	0	0.0	
	当年開始	11	11	13	6	10	10.2	
	計	11	11	13	6	10	10.2	
終 結 件 数		11	11	13	6	10	10.2	
終 結 事 由	解 決	11	11	13	6	10	10.2	
	打 切 り	0	0	0	0	0	0.0	
	移 行	あ っ せ ん	0	0	0	0	0	0.0
		調 停	0	0	0	0	0	0.0
	不 明	0	0	0	0	0	0.0	
終 結 時 の 段 階	A	11	11	13	6	10	10.2	
	B	0	0	0	0	0	0.0	
	C	0	0	0	0	0	0.0	
翌 年 へ 繰 越		0	0	0	0	0	0.0	

(注) 「終結時の段階」におけるA、B、Cの区分は次による。

Aは、実情把握の上に接触を保ち交渉の推移を見守ったもの。

Bは、交渉進展に助力したもの。

Cは、交渉の仲立ちをし争議を解決に導いたもの。

第26表 実情調査概要

1 予告通知に基づく実情調査

年	番号	使用者	事業内容	主な要求事項	予告受付年月日	終結事由
		労働組合			終結年月日	
令和4	1	医療生協さいたま生活協同組合	医療業	賃上げ、労働条件	4. 2. 25	自主解決
		埼玉県民主医療機関労働組合			4. 4. 6	
	2	医療法人緑光会	〃	賃上げ、労働条件	4. 2. 25	〃
		東松山病院労働組合			4. 3. 22	
	3	医療法人共立医療会	〃	賃上げ、労働条件	4. 2. 25	〃
		共立医療会労働組合			4. 3. 31	
	4	株式会社アサヒ・エコキャリー	運輸業	労働組合の争議行為の対抗措置	4. 3. 9	〃
		全日本建設交運一般労働組合 関東支部旭分会			4. 3. 23	
	5	社会医療法人熊谷総合病院	医療業	賃上げ、労働条件	4. 3. 17	〃
熊谷総合病院労働組合		4. 6. 21				
6	医療法人共立医療会	〃	一時金、労働条件	4. 5. 27	〃	
	共立医療会労働組合			4. 6. 23		
7	医療生協さいたま生活協同組合	〃	一時金、労働条件	4. 10. 28	〃	
	埼玉県民主医療機関労働組合			4. 11. 30		
8	医療法人共立医療会	〃	一時金、労働条件	4. 10. 28	〃	
	共立医療会労働組合			4. 11. 21		
9	医療法人緑光会	〃	一時金、労働条件	4. 10. 28	〃	
	東松山病院労働組合			4. 11. 30		

2 届出に基づく実情調査

年	番号	使用者	事業内容	主な要求事項	予告受付年月日	終結事由
		労働組合			終結年月日	
令和4	1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院 全済生会労働組合東部地区本部 川口病院支部	医療業	一時金、労働条件	4. 6. 20 4. 7. 5	自主解決

## 第8章 個別的労使紛争に係るあっせん

当労働委員会では、知事からの委任を受けて、平成14年4月1日から個別的労使紛争に係るあっせんを行っている。令和4年の個別的労使紛争あっせん事件の新規申請件数は12件で、その概況は第27表から第31表のとおりであり、事件の概要は第32表のとおりである。

### 1 取扱事件数及び終結区分別事件数の状況（第27表参照）

個別的労使紛争あっせん事件の取扱件数は、前年繰越が2件、新規申請件数は12件であった。

終結区分別に見ると、「解決」が4件、「打ち切り」が7件、「取り下げ」が1件であった。

### 2 新規申請の状況

#### (1) あっせん事項別（第28表参照）

解雇や配置転換など「経営・人事」に関するものが10件で最も多く、次が「賃金等」で5件であった。

#### (2) 従業員規模別（第29表参照）

「10～49人」が6件で最も多く、次が「100～299人」と「500人以上」で各2件であった。

#### (3) 業種別（第30表参照）

「生活関連サービス業・娯楽業」と「サービス業」が各3件で最も多かった。

#### (4) 所要日数別（第31表参照）

「20～29日」と「60日以上」が3件と多く、終結10件のうち5件（50.0%）が29日（概ね1か月）以内であった。

第27表 取扱事件数及び終結区分別事件数一覧

取扱事件		年					
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
前年繰越		0	0	5	3	2	2
新規申請		13	15	12	17	12	13.8
取扱計		13	15	17	20	14	15.8
新規申請 内訳	労働者側申請	13	15	17	19	12	15.2
	使用者側申請	0	0	0	1	0	0.2
終結	解決	1	4	5	6	4	4.0
	打切り (うち不応諾)	12 (11)	6 (3)	7 (7)	11 (11)	7 (7)	8.6 (7.8)
	取下げ	0	0	2	0	1	0.6
	不開始	0	0	0	1	0	0.2
	終結計	13	10	14	18	12	13.4
	解決率	7.7	40.0	41.7	35.3	36.4	32.2
	翌年繰越	0	5	3	2	2	2.4

※解決率(%)=解決件数÷(終結件数-取下げ・不開始件数)×100

第28表 あっせん事項別新規申請事件数一覧

あっせん 事項		年					
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
経営・人事		9	8	7	11	10	9
賃金等		5	6	2	5	5	4.6
労働条件等		4	2	4	2	1	2.6
職場の人間関係		3	7	3	4	4	4.2
その他		0	1	0	0	1	0.4
計		21	24	16	22	21	20.8

(注)1件の申請で、あっせん事項を2以上含むものがあるため、申請件数と一致しない。

第29表 従業員数別新規申請事件数一覧

年 従業員数	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
1～9人	0	1	0	2	0	0.6
10～49人	3	4	4	2	6	3.8
50～99人	1	2	2	3	1	1.8
100～299人	3	3	0	4	2	2.4
300～399人	0	2	1	1	0	0.8
400～499人	2	0	0	0	1	0.6
500人以上	4	3	5	4	2	3.6
不明	0	0	0	1	0	0.2
計	13	15	12	17	12	13.8

第30表 業種別新規申請事件数一覧

業種 年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
農業、林業	0	0	0	0	0	0
電気、ガス、熱供給、水道業	0	1	0	0	0	0.2
建設業	1	0	1	1	0	0.6
製造業	3	2	3	3	1	2.4
情報通信業	0	0	0	0	0	0
運輸業、郵便業	0	0	0	2	2	0.8
卸売・小売業	1	2	1	3	1	1.6
金融業・保険業	1	0	1	1	0	0.6
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0
飲食店・宿泊業	0	0	0	0	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	1	0	3	0.8
教育、学習支援業(自動車教習所を含む)	0	1	0	0	1	0.4
医療、福祉	3	8	2	3	1	3.4
サービス業	4	1	3	4	3	3
公務	0	0	0	0	0	0
計	13	15	12	17	12	13.8

第31表 所要日数別新規申請事件数一覧

年 日数	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
1～9日	2	1	0	4	2	1.8
10～19日	5	2	3	3(1)	0	2.6
20～29日	2	4(2)	0	4	3	2.6
30～39日	2	1	2	2(1)	0	1.4
40～49日	1	1(1)	1(1)	2	2	1.4
50～59日	0	2(1)	1	0	0	0.6
60日以上	1	4(1)	5(2)	2	3	3
係属中	—	—	—	—	2	—
計	13	15(5)	12(3)	17(2)	12	13.8

(注) ( )内は、翌年に繰り越して終結した事件で、内数。

第32表 個別的労使紛争あつせん事件一覧

年	事件番号	申請者区分 雇用形態	業種 (従業員数)	申請日 終結日	あつせん事項	終結 状況	あつせん 員	備考
				所要日数 あつせん回数				
令和3年 から繰り越し	R3-16	労	鉄道業	令和3年12月10日 令和4年1月17日	①定年退職後の再雇用先として会社に残れなかったことによる年収減の補償、 残れなかった理由の説明。 ②再雇用先の労働環境による体調悪化の補償 ③技術料の請求 等	打切り  (不応諾)	村田 土屋 矢作	労働局 あつせん 不調案件
		正規	(3,680人)	39 0				
	R3-17	労	卸売業・小売業	令和3年12月27日 令和4年1月12日	①不当な解雇に対する解雇予告通知と解雇予告手当の請求	打切り  (不応諾)	村田 土屋 矢作	労働局 あつせん 不調案件
		正規	(100人)	17 0				
令和4年	R4-1	労	道路貨物運送業	令和4年1月28日 令和4年2月17日	①契約不履行、退職勧奨、配置転換による不利益変更等について、非を認めること。 ②解決金の支払い。	打切り  (不応諾)	村田 土屋 矢作	労働局 あつせん 不調案件
		正規	(20人)	21 0				
	R4-2	労	洗濯・理容・美容・浴場業	令和4年3月10日 令和4年5月16日	①時間外労働に対する割増賃金の未払い分の支払 ②慰謝料の請求	解決  (合意書締結)	山下 金谷 木村	
		正規	(10人)	68 1				
	R4-3	労	洗濯・理容・美容・浴場業	令和4年4月19日 令和4年5月16日	①時間外労働に対する割増賃金の未払い分の支払 ②慰謝料の請求	解決  (合意書締結)	山下 金谷 木村	
正規		(10人)	28 1					
R4-4	労	職業紹介・労働者派遣業	令和4年4月21日 令和4年6月22日	①慰謝料の請求 ②謝罪	解決  (合意書締結)	伊東 土屋 鈴木		
非正規	(17人)	63 1						
R4-5	労	卸売業・小売業	令和4年5月2日 令和4年5月24日	①解雇撤回もしくは和解金の支払い	打切り  (不応諾)	伊東 土屋 鈴木	労働局 あつせん 不調案件	
正規	(4,381人)	23 0						

第32表 個別的労使紛争あつせん事件一覧

年	事件番号	申請者区分 雇用形態	業種 (従業員数)	申請日 終結日	あつせん事項	終結 状況	あつせん 員	備考
				所要日数 あつせん回数				
令和4年	R4-6	労 非正規	その他の 事業サー ビス業 (240人)	令和4年6月8日 令和4年7月25日	①雇用継続(職場復帰)	解決  (合意書締結)	伊東 土屋 鈴木	
				48 1				
	R4-7	労 正規	娯楽業 (21人)	令和4年7月29日 令和4年9月8日	①いじめの停止及び謝罪 ②職場環境改善 ③配置転換	打切り  (不応諾)	伊東 土屋 鈴木	
				42 0				
	R4-8	労 非正規	社会保険・ 社会福祉・ 介護事業 (49人)	令和4年9月5日 令和4年11月11日	①不当解雇に関する謝罪 ②未払い賃金・解雇予 告手当及び慰謝料の支 払い	取下げ	伊東 土屋 鈴木	
				68 0				
	R4-9	労 正規	その他の 事業サー ビス業 (430人)	令和4年9月5日 令和4年9月12日	① 金銭的損失、精神的 負担に対する解決金の 支払い	打切り  (不応諾)	伊東 土屋 鈴木	労働局 あつせん 不調案件
				8 0				
R4-10	労 非正規	教育、学 習支援業 (268人)	令和4年11月24日 - -	①雇止めの撤回 ②契約の更新 ③「勤務状況」評価の見 直し	係属中	伊東 土屋 鈴木		
			- -					
R4-11	労 正規	電子部品・ デバイス・ 電子回路製 造業 (3,067人)	令和4年12月14日 令和4年12月22日	①「内部通報」「回答」の 社内協議会への開示 ②パワハラ的事实を認め 謝罪すること ③降格人事及び人事考 課についての再評価	打切り  (不応諾)	伊東 土屋 鈴木	労働局 あつせん 不調案件	
			9 0					
R4-12	労 非正規	道路貨物 運送業 (95人)	令和4年12月27日 - -	①未払賃金の請求	係属中	伊東 土屋 鈴木		
			- -					

# 資料

不当労働行為事件命令集  
命令・決定一覧

事 件 番 号	事 件 名	申 立 年 月 日	命令・決定 交付年月日	処理 日数	区分	ページ
R3(不)2	J事件	3.8.20	4.11.1	439	却下	55

# 決 定 書

申 立 人 埼玉県  
X

被 申 立 人 埼玉県行田市  
Y 会社  
代表取締役 B1

上記当事者間の埼労委令和3年（不）第2号 J 不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年10月20日第945回公益委員会議において、会長・公益委員青木孝明、公益委員甲原裕子、同向田正巳、同山下三佐子及び同山崎仁枝が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

## 主 文

本件申立てを却下する。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、被申立人従業員による申立人へのパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント(以下「パワハラ・セクハラ」という。)を議題とした団体交渉において、被申立人が事実をねつ造して回答し、申立人を職場離脱の常習者に仕立て上げ、申立人に精神的な虐待をしたことが、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして救済を申し立てられているものである。

### 第2 申立人の請求する救済内容の要旨

- 1 申立人へのパワハラ・セクハラについて、団体交渉の過程で同人に回答

した内容が、事実をねつ造したものであることを認め、撤回し謝罪すること。

- 2 団体交渉の過程で、申立人を職場離脱の常習犯にでっち上げることによって、同人の人格を著しく傷つけ精神的虐待を加えたことを謝罪すること。
- 3 上記1及び2に係るポスト・ノーティスを行うこと。

### 第3 争いのない事実

#### 1 当事者

##### (1) 申立人

X (以下「X」という。)は、平成29年11月6日から、申立外 Z1会社 (以下「Z1」という。)の従業員として、Y 会社行田工場に派遣され、部品・製品の検査業務を行っていたが、平成31年4月末に Z1 を退職した。

Xは、平成31年4月26日に申立外 Z2 組合(以下「組合」という。)に加入したが、令和4年3月6日に組合を脱退した。

##### (2) 被申立人

Y 会社(以下「会社」という。)は、昭和27年2月5日に設立され、肩書地に所在し、自動車部品の製造を主な業務とする株式会社である。

#### 2 本件申立てに至るまでの経緯

- (1) 平成31年4月3日、会社の行田工場で行われた朝礼後、Xはサンプル品の回収作業に向かった。被申立人従業員B2 グループリーダー(以下「B2 GL」という。)は、回収作業の途中でトイレに入ったXを探しに行き同人を発見した際、同人に対しトイレに行くことに関して注意した。

- (2) 令和元年5月22日、組合と会社との間で、第1回団体交渉が行われた。団体交渉の議題及び出席者は以下のとおりであった。

##### 【議題】

「①B2 GLによる X 組合員へのパワハラ・セクハラ(2019年4月3日)の件」

「② X 組合員が深夜勤務中に倒れ救急搬送(2018年10月24日)された件」

【出席者】会社側 B3 人事部長(以下「B3」という。)、B4

組合側 A1 執行委員長（以下「A1」という。）、X、  
A2、A3、A4

(3) 令和元年7月3日、組合と会社との間で、第2回団体交渉が行われた。団体交渉の議題及び出席者は以下のとおりであった。

**【議題】**

「①B2 GLによる X 組合員へのパワハラ・セクハラ（2019年4月3日）の件」

「②2019年3月期決算報告」

「③2019年春闘 多数派組合への回答」

**【出席者】** 会社側 B3、B4、B5

組合側 A1、A2、A3、A4

(4) 会社は、組合に対して、第1回及び第2回団体交渉における会社の説明内容について、令和元年7月15日付けで「2019年7月3日、団交における会社説明内容」と題する文書を発出した。

(5) 令和元年9月5日、組合と会社との間で、第3回団体交渉が行われた。団体交渉の議題及び出席者は、以下のとおりであった。

**【議題】**

「①B2 GLによる X 組合員へのパワハラ・セクハラ（2019年4月3日）の件 7月15日付会社提出文書について」

**【出席者】** 会社側 B3、B4、B5

組合側 A1、X、A2、A3、A4

(6) 令和元年12月17日、組合と会社との間で、第4回団体交渉が行われた。団体交渉の議題及び出席者は、以下のとおりであった。

**【議題】**

「①B2 GLによる X 組合員へのパワハラ・セクハラ（2019年4月3日）の件」

「②決算報告」

**【出席者】** 会社側 B3、B4、B5

組合側 A1、X、A2、A3、A4

(7) 令和2年2月13日、組合と会社との間で、第5回団体交渉が行われた。団体交渉の議題及び出席者は、以下のとおりであった。

**【議題】**

「①B2 GLによる X 組合員へのパワハラ・セクハラ（2019年4月3日）の件」

「②2018年10月24日未明、 X 組合員が作業中に倒れ救急搬送された件」

【出席者】会社側 B3 、 B4 、 B5

組合側 A1 、 X、 A2 、 A3 、 A4

(8) 会社は、組合に対して、令和2年5月21日付けで「5月12日、FAXによる質問の回答」と題する文書を発出し、組合が主張する平成31年4月3日のパワハラ・セクハラ等に係る経緯について回答した。

(9) 令和2年7月8日、会社は、組合に対して、同月20日に行う予定の団体交渉について、新型コロナウイルス感染防止のため、オンラインによる団体交渉を文書により申し入れた。

これに対し、組合は、令和2年7月14日から令和3年1月26日までの間に会社に対し、対面による団体交渉を6回申し入れたが、会社はオンライン団体交渉により十分議論できる旨を回答した。

なお、組合が申し入れた団体交渉の議題には、上記(8)の令和2年5月21日付け会社発出文書の内容についての事項が含まれていた。

(10) 令和3年2月9日、組合は、当委員会に対して、対面による団体交渉を調整事項とするあっせんを申請したが、同調整事項については不調となり、同年4月15日、組合からあっせん申請の取下書が提出され、あっせんは終結した。

### 3 本件申立て及びその後の経緯

(1) 令和3年8月20日、本件申立てがX及び組合から連名でなされた。

なお、当初は、団体交渉における会社の回答及び対面による団体交渉の拒否が労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるとして、本件申立てに含まれていた。

(2) 令和3年11月から、組合と会社との間で対面による団体交渉が開催されるようになった。

(3) 令和4年3月6日、Xは組合を脱退し、同日、申立外  
ユニオンに加入した。 Z3

(4) 令和4年7月6日、会社との和解協議が成立したとして、組合からの申立てが取り下げられた。

(5) 令和4年7月20日、Xからの労組法第7条第2号に係る申立てが取り下げられた。

#### 第4 判断

争いのない事実によれば、Xへのパワハラ・セクハラ（平成31年4月3日）の件を議題とする団体交渉は、令和元年5月22日から令和2年2月13日までに5回行われ、この間、会社は組合に対して、第1回及び第2回団体交渉における会社の説明内容について、令和元年7月15日付け文書を発出した。また、会社は組合に対し、令和2年5月21日付け文書により、Xへのパワハラ・セクハラに関し、平成31年4月3日の経緯について回答した。

労組法第27条第2項は、救済申立期間を行為の日から1年としており、これは、行為の時点から長期間経過することにより、証拠収集や事実認定が困難となり、救済命令を出したとしても実益がないか、又はかえって労使関係の安定を阻害するおそれもあるとして定められた客観的な期間というべきである。

本件救済申立てに係る会社の行為としては、令和2年5月21日付けで文書を発出したことが最後であり、本件救済申立ては令和3年8月20日になされているから、本件救済申立てが会社の行為の日から1年を超えてなされているのは明らかである。

なお、申立人は、当該団体交渉における会社側の発言及び会社発出の組合宛て文書が、今もなお、申立人を精神的に虐待し続けており、団体交渉の議題として提示する限り「継続する」不当労働行為である旨を主張するが、令和2年5月21日以降において、「継続する行為」として認められる会社の行為は確認できず、組合が同様の議題について団体交渉を申し入れ続けていることのみをもっては、「継続する行為」として申立期間が未だ経過していないという申立人の主張を採用することはできない。

したがって、本件の労組法第7条第1号及び第3号に係る救済申立ては、申立期間を徒過しており、適法になされたものとは認められない。

#### 第5 法律上の根拠

よって、当委員会は、労組法第27条第2項及び労働委員会規則第33条第1項第3号に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年10月20日

埼玉県労働委員会

会 長 青 木 孝 明 (印)